

役員等の報酬に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬の支給に関する基準及び手続について、必要な事項を定める。

(適用者の範囲)

第 2 条 この規則の適用者は、次のとおりとする。

- 一 会 長
- 二 副会長
- 三 部 長

(報酬の基準)

第 3 条 報酬は、以下の金額で支給する。ただし、現在、本会旅費規程に基づき支給されている日当及び交通費は含まない。

- 一 会 長 月額 10 万円
- 二 副会長 月額 2 万円
- 三 部 長 月額 1 万円

2 副会長が部長を兼務するときは、前項第三号に定める報酬を支給しない。

(支払方法)

第 4 条 報酬は、全額通貨で直接本人に支給する。ただし、本人の同意または申出があった場合には、本会会費を取り扱う金融機関の本人名義の預金口座へ振込み支給する。

(支給日)

第 5 条 報酬は、毎月 25 日に支給する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。